

裁判官訴追委員会事務局障害者活躍推進計画の実施状況について

令和5年5月9日

裁判官訴追委員会委員長

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第7条の3第6項の規定に基づき、裁判官訴追委員会事務局障害者活躍推進計画の令和4年度の実施状況について、以下のとおり公表します。

1 目標に対する達成度

(1) 採用に関する目標

職員の募集を行ったが、障害者の応募はなかった。

(2) 定着に関する目標

対象者がいなかった。

2 取組内容の実施状況

(1) 障害者の活躍を推進する体制整備

① 障害者雇用推進者として、総務・事案課長を選任している。

② 他機関で実施された障害者差別解消研修に職員が参加した。

(2) 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出

障害者の採用がなかったため、職務の選定及び創出の検討は行われていない。

(3) 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

障害者の採用がなかったため、環境整備・人事管理を行う機会がなかった。

(4) その他

当委員会の会計窓口である衆議院会計課による「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達に関する法律」に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進した。

3 「目標に対する達成度」及び「取組内容の実施状況」に対する点検結果

(1) 「目標に対する達成度」について

ハローワークを通じて、職員の募集を行ったが、障害者の応募はなかった。

(2) 「取組内容の実施状況」

上記2(1)のとおり、障害者が在籍していない中で、できる限り、障害者の活躍を推進する体制整備に努めた。

4 計画の見直し・修正

3の点検結果から、引き続き現計画を継続していくこととする。